

# 社会福祉法人浄栄会 役員等報酬規程

社会福祉法人 浄栄会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人浄栄会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。また、評議員等とは、評議員及び苦情対応第三者委員、評議員選任・解任委員をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(理事・評議員等の報酬)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 苦情対応第三者委員、評議員選任・解任委員が法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

尚、監事が苦情対応第三者委員を兼任する場合には、本条本項の報酬及び実費弁償費は重複して支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表2により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬等の支給)

第8条 報酬等の支給は、本規程の別表1・別表2に基づき支給する。

- 2 支給方法は、会議等への出席の都度支払うものとする。
- 3 支給の形態は、通貨をもって支払うものとする。ただし、本人からの申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(兼務役員)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改正)

第10条 本規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 5年10月26日から施行する。

- |          |        |      |
|----------|--------|------|
| 1. 平成14年 | 1月22日  | 一部改正 |
| 2. 平成18年 | 10月24日 | 一部改正 |
| 3. 平成27年 | 5月13日  | 一部改正 |
| 4. 平成28年 | 3月28日  | 一部改正 |
| 5. 平成29年 | 3月 6日  | 一部改正 |
| 6. 平成30年 | 6月26日  | 一部改正 |

別表1 役員報酬（日額）

名 称	報 酬	その他（交通費等）
理事会出席報酬等	20,000 円	実 費
監事監査指導報酬等	20,000 円	実 費
評議員会出席報酬等	20,000 円	実 費
苦情対応第三者委員	20,000 円	実 費
評議員選任・解任委員	20,000 円	実 費

別表2 （日額）

旅 費	報 酬	その他
実 費	20,000 円	実 費